

京都大学大学院工学研究科・工学部図書室ラーニングcommons利用要領

令和4年5月1日

工学研究科・工学部図書委員会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、京都大学大学院工学研究科・工学部（吉田）図書室規程（平成16年4月1日制定。以下「規程」という。）第29条の規定に基づき、京都大学大学院工学研究科・工学部図書室ラーニングcommons（以下「ラーニングcommons」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(ラーニングcommons)

第2条 京都大学大学院工学研究科・工学部に、教育・学習及び研究、それらに関連する課外活動等の目的のために次に掲げるラーニングcommonsを置く。

(1)工学研究科・工学部北図書室ラーニングcommons

(2)工学研究科・工学部南図書室ラーニングcommons

(利用資格)

第3条 ラーニングcommonsを利用することができる者は、規程第4条第1項第1号から第3号までに定める者とする。

(利用時間)

第4条 ラーニングcommonsの利用時間は、工学研究科・工学部図書室開室日の午前9時から午後5時までとする。

(利用予約)

第5条 利用者は、次の各号を満たす場合、所定の手続を経てラーニングcommonsの一定の区画またはすべてについて利用を予約することができる。

(1) 5人以上のグループで利用すること。

(2) 予約時間が、開室日の午前9時から閉室時刻の30分前までの間であること。

2 予約は、原則として1回につき3時間以内とし、他に予約がない場合に限り3時間を超えて予約することができる。

3 予約の開始時刻から30分を過ぎても利用が開始されない場合は、利用をキャンセルしたものとみなす。

(予約手続)

第6条 予約手続は、電子メール又は工学研究科・工学部図書室のカウンターで受け付けるものとする。

2 予約手続は、利用日の1か月前から1週間前までの間に受け付ける。

(予約の取消し又は変更)

第7条 図書委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は予約の許可を取り消すことができる。

(1) 当該予約をした利用者が第11条に掲げる遵守事項に違反した場合

(2) 予約手続において虚偽の記載があった場合

2 図書委員長は、やむを得ない事情が生じた場合は、予約した者に予約の変更を指示する

ことができる。

(利用に伴う責任)

第8条 利用者は、その責に帰すべき事由によりラーニングコモンズ内に設置された什器等をき損したときは、直ちに図書委員長に申し出なければならない。

2 図書委員長は、ラーニングコモンズ内に設置された什器等をき損した者に対し、弁償を求めることができる。

3 前項による弁償は、同一のものによることを原則とする。

(利用停止)

第9条 図書委員長は、この要領に違反した利用者のラーニングコモンズの利用を停止することができる。

(遵守事項)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ラーニングコモンズに掲示されている注意事項に従って利用すること。

(2) ラーニングコモンズを、政治的及び宗教的な勧誘、示威行為、営利目的の利用、公序良俗に反する利用その他第2条に合致しない目的で利用しないこと。

(3) 他の利用者の迷惑となる行為を行わないこと。

附 則

この要領は、令和4年5月1日から施行する。